



# 国策研究会論一「国策」と「挙国一致」の言説をめぐって一

茶谷, 翔

---

(Degree)

博士 (文学)

(Date of Degree)

2020-03-25

(Date of Publication)

2022-03-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第7632号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007632>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



## 論文内容の要旨

論文題目 (外国語の場合は、その和訳を併記すること。)  
国策研究会論「国策」と「挙国一致」の言説をめぐって一

氏名：茶谷 翔

神戸大学大学院人文学研究科博士課程後期課程社会動態専攻

指導教員氏名 (主) 奥村 弘 教授  
(副) 市澤 哲 教授  
(副) 梶尾 文武 准教授

(注) 4, 000字程度(日本語による)。必ずページを付けること。

本博士論文「国策研究会論「国策」と「挙国一致」の言説をめぐって一」が掲げた課題は以下の通りである。第一には、一九三〇年代の挙国一致内閣下で現れた民間の政策研究団体として知られる国策研究会の実証的解明である。第二には、同時期において盛んに用いられた「国策」と「挙国一致」の語に着目し、そこに含まれる言説構造を明らかにし、それが具体的政治過程にもたらした影響を突き止めることである。

第一章(「政党内閣末期から挙国一致内閣期における政党をめぐる言説と政治—山本条太郎の政治構想を事例に一)では、政友会代議士である山本条太郎の政治構想を中心に、政党内閣末期から挙国一致内閣期における政党をめぐる言説と政治状況の関わりについて論じた。山本が犬養毅裁期の政友会において唱え、推進しつつあった政治構想とは、政党(政友会)の政治行動を徹底して「政策本位」に基づくものとした上で政党内閣によって国民に公約した政策を実現し、政党のみならず国民の政治判断をも「政策本位」へと導いていこうとする、「政策本位」化構想と呼ぶべきものであった。この構想には、山本及び政友会の掲げる産業政策(「国策」)の実施のみではなく、普選体制下の政党政治において「政策本位」に基づく政治的規範を確立し、政党への信頼を回復しようとする意図が含まれていたのである。しかし、当該期の言説構造の中でそのような姿勢や政党の政策立案能力が認められることはなく、むしろ優勢であった政党無策論の前に有効な試みとして機能することはなかった。五・一五事件を契機として発足した挙国一致内閣期の下でその傾向は一層強まり、政党はもはや「国策」を立案実行し得る主体として見なされることはなかったのである。この状況の下で山本は、言説、特に報道機関の在り方と国民の認識を「政策本位」ならざるものと批判し、政党による「政策本位」化構想の実現は不可能なものとして見て、挙国一致内閣による「国策」の実行を目指す姿勢へと転換した。この章で見られた、「政策本位」化を目指した政党がその成果を認められないままに政治の主導役から追われたという事態は、第二章以降で扱った政党に代わる統合主体創出の要求と結びついた形での「国策」と「挙国一致」の言説としての隆盛をもたらすものであった。

第二章(「挙国一致内閣期における国策研究会の動向—陸軍中央部との提携から挙国的「国策」構想へ一)では、挙国一致内閣期において発足した国策研究同志会が一九三六年末に国策研究会として再発足するまでの内実を明らかにした。この章で明らかにされたことの第一は、挙国一致内閣期において「国策」の立案と遂行が当該期の国家社会に対する救済策や究極的な指導方針として見なされる傾向にあり、その提示が政治主体としての資質を証するものとして見なされるに至っていたことである。当該期に国策研究同志会が、まさしく「国策研究」を掲げて現われねばならなかった理由がここにある。研究史上言われてきた陸軍中央部との関わりも、この「国策」の提示によって陸軍を主たる政治勢力へと押し上げようとする狙いの下に展開したものであった。同時期、国策研究同志会の周辺には、さらにそ

の傾向を強めて「国策」の遂行を大義名分に「国策の絶縁体」と見なされる政党を排撃して軍部・官僚を抬頭させようとする国策運動構想や雑誌『国策』での動向も萌芽的に見られたが、これらの企図も先述した陸軍中央部との提携も、二・二六事件に表される政治的対立の激化を前に挫折することとなった。この状況を迎え、国策研究同志会は方針転換を図る必要に迫られたが、そこで着目されたのが、「国策」研究の下で構築された「挙国一致」的な人的結節であった。あらゆる政治勢力との合意形成を可能にすると思われた「国策」の立案には勢力横断的な「挙国一致」の人的構成が必要とされたのであり、国策研究同志会において構築されたこの繋がりを中心に、一九三六年末に再発足した国策研究会は「国策」研究を通じた「挙国一致」の実現（各政治主体を横断する共通理解の発見と拡大）を目指す挙国的「国策」構想へと転換したのである。このように見た時、国策研究会（国策研究同志会）の活動は当該期における「国策」や「挙国一致」の言説構造、いわば当時の政治社会において広く認められる共通観念であることにより発生する規範的諸力を前提にしたものであったことが明らかであろう。

第三章（「林内閣から第一次近衛内閣期における国策研究会と大蔵公望の動向―「国策」樹立による「挙国一致」から戦時体制への民智総動員へ―）では、一九三七・一九三八年の国策研究会及びその中心人物の一人であった大蔵公望の動向を分析した。当該期における国策研究会も、先述した再発足時の構想に基づき、「挙国一致」あるいは「官民一致」を常に強調して「国策」研究を行う組織であり続けた。この時期において国策研究会は政策分野ごとに常設・特設の研究部会を拡大する形で組織を広げ、各方面から招いたゲストスピーカーによる講演や政策案の策定などを主として活発な活動を見せた。それと共に行われたのが、第一次近衛内閣の閣僚を通じた戦時政策立案への協力であった。この活動が担っていたのは、民間の意向と政策研究を政府側に示し、戦時政策やいわゆる「革新」政策の妥協点を見つけてという役割（「民智総動員」）である。ここで問題となっているのは、産業界を始めとした「民」と戦時政策を推進しようとする「官」の対立抑制であり、その意味では、再発足当初に強調された政治主体間の対立という問題からは性質の異なる役割が遂行されていたのであって、特に、当初意識されていた軍部と政党の対立といった問題はほとんど意識されないものとなっていた。そしてその中で中心となっていたのは「革新」派というよりも、大蔵や堀切善次郎、池田宏といった元ベテラン官僚らや個別の戦時政策に直接的な利害を有する産業人らであり、いわば実務家層というべき人々であった。彼らの関与によって国策研究会はいくつかの政策案などを完成させて戦時政策の立案過程に一定の位置を占めることとなったが、一方で指導方針として求められていた「国策」の立案は全く停滞していた。一定の政治主体に奉じる形でなく「挙国一致」的な結節と自身の専門性を背景に個別的な政策の立案と提供を図った大蔵の動向も、この特徴をよく示したものであった。つまり、国策研究会の挙国的「国策」構想に基づく活動は、日中戦争の勃発した第一次近衛内閣期において、個別の戦時政策立案とそのための

官民一致（「民智総動員」）へと変質した形で展開したのであった。

以上の実証的成果を元に、終章では以下のことを指摘した。第一に、当該期における「国策」と「挙国一致」の言説としての隆盛は、あらゆる方面との合意形成を実現し得る指導方針としての「国策」とそれによって実現される政治状況の安定化としての「挙国一致」を求めるものであり、その背景には政策立案能力を高めて「政策本位」化へと動きつつあった政党（特に政友会）が無策無能な政治主体として退けられたことがあったということである。このような「国策」や「挙国一致」の言説は当該期において疑い得ない大前提として政治社会上において共有されるものとなり、国策研究会（国策研究同志会）の発足や陸軍中央部による陸軍「国策」の公表といった形で実際的な政治過程に構造的な影響を及ぼしたのである。

第二に、国策研究会とは、そのような主導的政治主体を欠いた挙国一致内閣期における統合主体創出の試みであったということである。言い換えれば、国策研究会は「国策」の立案と「挙国一致」の実現を目指すという形で、従来政党が果たしていた政策立案と合意形成の機能を代替しようとするものであった。ただしそれは政党ではなく民間の政策研究団体に過ぎない以上、当初は陸軍中央部の政治的抬頭を援助するという形で目指されねばならず、その前提が失われた二・二六事件以後の政治状況においても第一次近衛内閣という一定の推進力を持つ政権が成立した後でなければその機能は活用されなかったし、その目的も個別的な戦時政策の立案補助へと転じていったのであった。

第三に、そのような統合主体創出の試みから戦時政策の立案補助へと既成の状況に引きずられる形で展開していった国策研究会の在り方と同様に、「国策」や「挙国一致」の言説も挙国一致内閣期における政治体制の刷新から戦時協力へとその指し示す内容が変容しているように思われることを、展望として指摘した。すなわち、戦時体制下における合意形成や戦争協力を促す言説の力があるのであり、それは戦時以前の言説構造が持った歴史的展開や、言説が持つ普遍的な性質によるものと思われるのであり、それらを総力戦体制のみに特有のものとしては理解し得ないように思われるのである。

第四に、以上のような「国策」と「挙国一致」をめぐる言説構造や国策研究会の展開を見た時、近年の研究動向における戦時議会の再評価については依然検討の余地があるように思われることである。挙国一致内閣期において噴出した統合主体創出の問題は新体制運動においても解決されないままであり、政党と議会の持っていた政策立案と合意形成の機能は退潮し、一部では国策研究会のような民間団体に代替されたままであったからである。無論、このことは本博士論文では扱わなかった一九三九年以降の国策研究会についても実証的に解明した上で検討せねばならないことではあるが、戦時期における政策立案と合意形成の過程をより詳細に明らかにした上でなければ戦時議会の位置付けを定められないように思われるのである。

論文審査の結果の要旨

|   |                             |  |
|---|-----------------------------|--|
| 氏名  | 茶谷 翔                        |  |
| 論文題目  | 国策研究会論―「国策」と「挙国一致」の言説をめぐって― |  |
| 要 旨   |                             |  |
| <p>一九三〇年代の挙国一致内閣下、官僚・政治家・思想家等を糾合した「民間」の政策研究団体として結成された国策研究会については、これまで実証的解明がほとんど進んでいない。本論文は、その実態を明らかにするとともに、国策研究会のあり方から、当該期に多用された「国策」と「挙国一致」という言説の構造とそれが政治過程にもたらした影響を明らかにすることを目的としたものである。</p> <p>第一章「政党内閣末期から挙国一致内閣期における政党をめぐる言説と政治―山本条太郎の政治構想を事例に―」では、本論文の前提として、総合的な政策を掲げた政友会代議士山本条太郎の政治構想を中心に、政党内閣末期から挙国一致内閣期を取り上げた。犬養総裁期の政友会における山本の政治構想は、徹底した「政策本位」に基づく政党に政友会を転換、その上で政党内閣によって国民に公約した政策を実現し、政党のみならず国民の政治判断をも「政策本位」へと導いていこうとする、「政策本位」化構想と呼ぶべきものであった。しかし、政党の政策立案能力が認められることはなく、政党無策論の前に有効な試みとして機能することはなかった。五・一五事件を契機として発足した挙国一致内閣期の下にその傾向は一層強まり、政党は「国策」を立案実行し得る主体として見なされることはなかった。この状況の下で山本も政党による「政策本位」化構想の実現は不可能なものとして、挙国一致内閣による「国策」の実行を目指す姿勢へと転換した。この転換は、第二章以降で扱う政党に代わる統合主体創出の要求と結びついた形での「国策」と「挙国一致」という言説の隆盛をもたらすと評価した。</p> <p>第二章「挙国一致内閣期における国策研究会の動向―陸軍中央部との提携から挙国的「国策」構想へ―」では、挙国一致内閣期において発足した国策研究同志会が一九三六年末に国策研究会として再発足するまでの内実を明らかにした。挙国一致内閣期において「国策」の立案と遂行が当該期の国家社会に対する救済策や究極的な指導方針とされ、その提示は政治主体としての資質を証するものとして見なされることになった。当該期に国策研究同志会が、まさしく「国策研究」を掲げて現われた理由はここにある。研究史上明らかにされてきた国策研究会と陸軍中央部との関わりも、「国策」の提示によって陸軍を主たる政治勢力へと押し上げようとする狙いの下に展開したものであった。同時期、国策研究同志会の周辺には、その傾向を強め「国策」の遂行を大義名分に「国策の絶縁体」と見なされる政党を排撃して軍部・官僚を抬頭させようとする国策運動構想や雑誌『国策』での動向も萌芽的に見られたが、これらの企図も先述した陸軍中央部との提携も、二・二六事件に表される政治的対立の激化を前に挫折することとなった。この状況を迎え、国策研究同志会は方針転換を図る必要に迫られ、「国策」研究の下で構築された「挙国一致」的な人的結節をはかることを目指した。あらゆる政治勢力との合意形成を可能にすると思われた「国策」の立案には勢力横断的な「挙国一致」の人的構成が必要であり、国策研究同志会において構築されたこの繋がりを元に、一九三六年末に再発足した国策研究会は「国策」研究を通じた「挙国一致」の実現（各政治主体を横断する共通理解の発見と拡大）を目指す挙国的「国策」構想へと転換したのである。このように見た時、国策研究会（国策研究同志会）の活動は当該期における「国策」や「挙国一致」の言説構造の規範的諸力を前提にしたものであったと評価した。</p> <p>第三章「林内閣から第一次近衛内閣期における国策研究会と大蔵公望の動向―「国策」樹立による「挙国一致」から戦時体制への民智総動員へ―」は、一九三七・一九三八年の国策研究会及びその中心人物の一人であった大蔵公望の動向を分析したものである。当該期における国策研究会は、先述した再発足時の構想に基づき、「挙国一致」ある</p> |                             |  |
| 主査記載氏名・印  | 奥村 弘                        |  |

いは「官民一致」を常に強調して「国策」研究を行う組織であり続けた。国策研究会は政策分野ごとに常設・特設の研究部会を拡大する形で組織を広げ、多様な講演や政策案の策定などを主として活発な活動を見せるとともに、第一次近衛内閣の閣僚を通じた戦時政策立案への協力をすすめた。この活動は「民智総動員」と表現されるような、民間の意向と政策研究を政府側に示し、妥協点を見つけることにあった。産業界を始めとした「民」と戦時政策を推進する「官」の対立抑制が目指されており、再発足時当初に意識されていた軍部と政党の対立の下での政治主体間の調整とは性質の異なる役割を果たしており、その中心は、元ベテラン官僚らや個別の戦時政策に直接的な利害を有する産業人ら、いわば実務家層というべき人々であった。彼らの関与によって国策研究会はいくつかの政策案を完成させ戦時政策の立案過程に一定の位置を占めることとなった。その一方で指導方針である「国策」立案は全く進まなかった。国策研究会の活動は、第一次近衛内閣期においては、個別の戦時政策立案とそのための官民一致へと変質していった。

以上の実証的成果を元に、終章では論文の成果と課題について以下の点を指摘した。第一に、当該期における「国策」と「挙国一致」の言説としての隆盛は、あらゆる方面との合意形成を実現し得る指導方針としての「国策」とそれによって実現される政治状況の安定化としての「挙国一致」を求めることから生まれた。その背景には政策立案能力を高めて「政策本位」化へと動きつつあった政党（特に政友会）が政治主体として退けられたことがあった。「国策」や「挙国一致」の言説は当該期において疑い得ない大前提として政治社会で共有されるものとなり、国策研究会の発足や陸軍中央部による陸軍「国策」の公表といった形で政治過程に構造的な影響を及ぼした。

第二に、国策研究会とは、主導的政治主体を欠いた挙国一致内閣期における統合主体創出の試みであったということである。国策研究会は「国策」の立案と「挙国一致」の実現を目指すという形で、従来政党が果たしていた政策立案と合意形成の機能を代替しようとするものであった。ただしそれは民間の政策研究団体として、陸軍中央部の政治的抬頭を援助する形をとって活動が進められ、その関係が失われた二・二六事件以後の政治状況においては、第一次近衛内閣と結びつくと、その目的も個別的な戦時政策の立案補助へと転じていった。さらに、ここから国策研究会と同様に、「国策」や「挙国一致」の言説も挙国一致内閣期における政治体制の刷新から戦時協力へとその指し示す内容が変容していくとの展望を示した。また挙国一致内閣期において噴出した統合主体創出の問題は、その一部が国策研究会のような民間団体に代替されたままであったことから、近年の研究動向における戦時議会の再評価については依然検討の余地があるとの展望をしめした。

従来、国策研究会の会活動を詳細に分析し、その言説の同時代的な意味について明らかにした研究はなく、日本の戦時体制研究を進めるものとして、本論文は高く評価しうるものである。

本審査委員会は、以上の点から、全員一致で、論文提出者茶谷翔が博士（文学）の学位を授与されるに足る資格を有するものと判定した。

審査委員

| 区分 | 職名 | 氏名   | 区分 | 職名        | 氏名    |
|----|----|------|----|-----------|-------|
| 主査 | 教授 | 奥村 弘 | 副査 | 神戸女学院大学教授 | 河島 真  |
| 副査 | 教授 | 市澤 哲 | 副査 | 関西学院大学教授  | 高岡 裕之 |
| 副査 | 教授 | 古市 晃 |    |           |       |